和五年三月三十一日までの期間（以下この号及び第十九条第一項において「令和四年度後期」という。）に使用する全ての労働者（令和四年度後期の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日から令和四年度後期の末日までに使用する全ての労働者）に係る賃金総額をいう。次条において同じ。）の見込額（厚生労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度に使用した全ての労働者に係る賃金総額の二分の一に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に当該事業につき令和四年度後期の第十二条の規定による一般保険料率（第十七条第一項、第十九条第二項第二号及び附則第五条において「令和四年度後期一般保険料率」という。）を乗じて得た額とを合算して	附則第十一条の二の規定により読み替えられた前号
第十五条第一項第二号イからハまで	前号
第十六条	前条第一項又は第二項に規定する賃金総額の見込額
第十七条第一項	一般保険料率
第十七条第二項	前項
第十八条	第十五条
第十九条第一項第一号	その保険年度の
	保険年度の
	一般保険料率を乗じて
第十九条第一項第二号イからハまで	前号
第十九条第三項	前二項の労働保険料の
	前二項の労働保険料を
	有期事業以外の事業にあつては次の

	令和四年度前期賃金総額の見込額及び令和四年度後期賃金総額の見込額を合算した額
	令和四年度前期一般保険料率若しくは令和四年度後期一般保険料率
	附則第十一条の二の規定により読み替えられた前項
	附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十五条
	令和四年度前期
	令和四年度前期の
	令和四年度後期に使用した全ての労働者（令和四年度後期の中途に保険関係が成立し、又は消滅したものについては、令和四年度後期において、当該保険関係が成立していた期間に使用した全ての労働者）に係る賃金総額に当該事業についての令和四年度後期一般保険料率を乗じて得た額とを合算して
	附則第十一条の二の規定により読み替えられた前号
	附則第十一条の二の規定により読み替えられた第一項の労働保険料の
	同条の規定により読み替えられた同項の労働保険料を
	次の

、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から五十日以内に納付しなければ	納付しなければ
第十九条第六項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた第一項
第二十六条第一項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十五条第一項
附則第五条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十六条
第十六条	の事業が同項第一号の事業に該当するに至つたため附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十五条第一項の規定に基づき労働保険料の額を算定する場合又は第十二条第一項第三号
又は第三号	
一般保険料率	令和四年度前期一般保険料率若しくは令和四年度後期一般保険料率

（特別会計に関する法律の一部改正）

第五条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「育児休業給付」の下に「、同法第六十七条の二に規定する失業等給付」を加える。

第百二条第二項中「同条第五項」の下に「（同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第百五条中「及び第六十七条」を「から第六十七条の二まで」に改める。

附則第十九条の二中「平成二十九年度から令和三年度までの各年度」を「令和四年度」に改め、「附則第十一条第一項」の下に「又は第三項」を、「同条第五項」の下に「（同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「附則第十一条第二項」の下に「若しくは第四項」を、「第十二条第五項」の下に「（徴収法附則第十一条第二項又は第四項の規定により読み替えられた徴収法第十二条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「若しくは第九項」と」の下に「、「第二十六条第一項」とあるのは「附則第十一条の二の規定により読み替えられた徴収法第二十六条第一項」と」を加える。

附則第十九条の三中「令和二年度及び令和三年度」を「令和四年度」に、「附則第十四条の二第二項」を「附則第十四条の四第二項」に改める。

附則第二十条の二第一項中「及び第六十七条」を「から第六十七条の二まで」に、「附則第十三条第一項及び同条第三項」を「第六十六条（第一項第三号から第五号まで及び第六項を除く。）、第六十七条及び第六十七条の二並びに附則第十三条第一項（同法第六十六条第一項第五号の規定による国庫の負担額に係る部分に限る。）及び第十四条の三第一項並びに同条第二項」に改め、同条第三項中「平成二十九年度から令和三年度まで」を「令和四年度から令和六年度まで」に改め、「については」の下に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「及び第六十七条」を「から第六十七条の二まで」に、「附則第十四条第一項及び同条第三項」を「第六十六条（第一項第三号から第五号まで及び第六項を除く。）、第六十七条及び第六十七条の二並びに附則第十三条第一項（同法第六十六条第一項第五号の規定による国庫の負担額に係る部分に限る。）及び第十四条の三第一項並びに同条第二項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　令和四年度における前項の規定の適用については、同項中「令和四年度から令和六年度までの各年度」とあるのは「令和四年度」と、「及び第十四条の三第一項並びに同条第二項」とあるのは「、第十四条の三第一項並びに第十四条の四第一項及び第二項並びに同条第三項の規定により読み替えられた同法附則第十四条の三第二項」とする。

附則第二十条の三第一項、第二項、第四項及び第五項中「及び令和三年度」を「から令和六年度までの各年度」に改め、同条第六項後段を削り、同項に次のただし書を加える。